

事業規約

共同事務処理事業規約

(目 的)

第1条 この規約は本組合の定款第7条第1号に掲げる事業（以下「共同事務処理事業」という。）を行うために必要な事項について定め、もって共同事務処理事業の円滑なる運営を図ることを目的とする。

(共同事務処理事業委員会)

第2条 共同事務処理事業の円滑な運営をはかるため、組合に共同事務処理委員会をおく。

2 共同事務処理委員会は委員長1名、委員4名をもって組織する。

3 委員長および委員は組合員の中から理事会の議を経て理事長がこれを任命する。

4 委員の任期は理事の任期に従う。

(秘守義務)

第3条 共同事務処理事業が組合員から委託を受けて処理した事項についてはこれを他に洩らし、また盗用してはならない。

(委託事務の範囲)

第4条 本組合が組合員から委託を受けて処理する事務の範囲は次のとおりとする。

(1) 賃金計算事務

次の計算書を作成する

イ. 給与（賞与）支給明細書（賃金台帳）

ロ. 支給一覧表

ハ. 控除一覧表

ニ. 銀行振込依頼書

ホ. 部門別集計表

ヘ. 金種表

ト. 労務統計表

チ. 年末調整一覧表

リ. 源泉徴収票

(2) 経理事務

次の計算書を作成する

イ. 総勘定元帳

- ロ. 貸借対照表
- ハ. 損益計算書（原価計算含む）
- ニ. 株主資本等変動計算書
- ホ. 注記表
- ヘ. 比較損益計算書（全体、一人当たりおよび月次の3種類）
- ト. 財務分析表
- チ. 資金繰実績表

（委託の手続）

第5条 組合員が事務処理を委託しようとする時は、所定の委託申込書を本組合に提出しなければならない。

2 委託の期間は最低2年間とする。

（申込に対する通知）

第6条 本組合が前条の申込みを受けたときは、事務処理に必要な事項を組合員に通告する。

（期日の厳守）

第7条 事務の委託を行った組合員は事務処理に必要なデーターを定められた期日までに組合に提出しなければならない。

2 組合は委託を受けた事務について定められた期日までに処理を完了し、組合員にこれを返戻ししなければならない。

（手数料）

第8条 手数料は別に定める「事務組合費、手数料規約」による。

（員外利用）

第9条 本組合は組合員のためにする事務処理に支障を来さない限度において組合員以外の者の事務処理の委託に応ずることができる。

（員外利用の料金）

第10条 組合員以外の者の委託による事務処理の手数は別に定める「事務組合費、手数料規約」の定めによる。

（効力）

第11条 この規約は、平成6年1月6日実施する。

2 この規約は、平成16年1月27日一部改正し、平成16年2月1日より実施する。

3 この規約は、平成22年11月26日一部改正実施する。